

延長保証保険（検査コース）概要説明書

住宅所有者の皆様へ

住宅事業者は、保証の裏付けとして延長保証保険に加入します。

この概要説明書では、保証の内容と保証事故発生時の直接請求の取扱い等についてご説明します。

この概要説明書は、保証と保険の内容のうち住宅所有者の皆様にかかわる事項を説明するものです。詳細は、必要に応じて重要事項説明書や約款集で確認してください。

概要説明動画は
こちらから確認できます



重要事項説明書は
こちらから確認できます



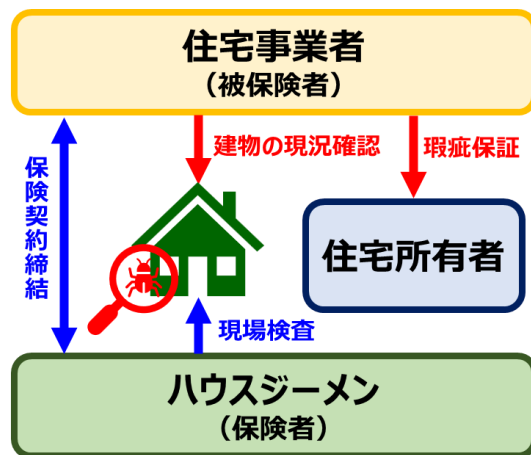
1. 住宅事業者が加入する保険の概要

(1) 商品の名称

延長保証保険 検査コース
 (住宅瑕疵延長保証保険の略称です)

(2) 保険の概要

住宅の検査を実施して、耐力・防水性能に関する5年間の瑕疵保証を提供する住宅事業者が加入する保険です。住宅事業者は、この保険で支払いの対象となる範囲で保証を行います。



2. 住宅事業者が提供する保証の内容

(1) 保証の対象となる住宅の部分

A	構造躯体部分	基礎、壁、柱、小屋組、筋交い梁といった建物の積載荷重等を支える部分
B	雨水の浸入を防止する部分	屋根と外壁、その開口部のほか、雨水用の排水管のうち屋内を貫通している部分

(2) 保証事故

保証の対象となる住宅の部分の瑕疵（民法における契約不適合の状態）を原因として、住宅に次の事象(保証事故)が発生した場合に修補等を行います。

- 建物に傾きや歪みが生じた場合…………… Aが基本的な耐力性能を満たさない場合
- 雨漏れが発生した場合…………… Bが基本的な防水性能を満たさない場合

ご注意

住宅所有者が保険金を請求できるのは、後述の直接請求ができる場合に限りです。保証事故を発見した場合には、まず、保証者である住宅事業者に連絡を行ってください。

(3) 保証限度額 (保険付保証明書に記載された保険金額が保証限度額です。)

1000万円以上で住宅事業者が選択した金額

(4) 保証期間 (保険付保証明書に記載された保険期間が保証期間です。)

**10年満了日の翌日から
5年間**

保険の加入が10年満了日以降となる場合は、保証期間は現場検査の適合日から開始します。

- (注) 1. 10年満了日には、新築瑕疵保険の加入住宅はその保険期間の満了日が、それ以外は新築時の引渡日から年を経過する日が該当します。
2. 10年間の延長保証を受けた後に続けて延長保証を受ける場合は、前回の延長保証の満了日が10年満了日として扱います。延長保証の開始日が現場検査の適合日となる場合でも、保証期間の満了日は10年満了日の翌日から開始した場合と同日となります。

(5) 主な免責事由(保証の対象とならない主な場合)

○ 外来の事由等により生じた損害

外 来 の 事 由	洪水、台風、暴風、暴風雨、たつ巻、豪雨等の自然災害 火災、落雷、爆発等の外来の事由
経 年 劣 化 等	虫食いやねずみ食い、建物の性質による結露 建物の自然の消耗(経年劣化)、さび、かび、変色等の事由
不適切な維持管理等	建物の著しく不適正な使用や維持管理

○ 住宅以外の家財等に生じた損害

家 財 の 毀 損 等	建物以外の家財等が壊れたことによる損害 建物や家財が使用できなかったことによる損害
-------------	--

○ 検査適合後の工事の瑕疵に起因する損害

検査適合後の工事の瑕疵	検査適合後に行われた工事の瑕疵 (工事には事故の修補を含みます)
-------------	----------------------------------

建物の経年劣化について

- 建物には築年数や環境に応じた経年劣化が生じますが、経年劣化は瑕疵ではありません。建物のコンディションを維持するには部材や仕上げ材の耐用年数に応じたメンテナンスが必要です。
- 現場検査では、目視できる範囲に生じているコーキングの破断、雨染み等の不具合事象がないかを確認しますが、経年劣化が生じていないなど住宅のコンディションの評価は行いません。

3. 住宅所有者による直接請求の取扱い

住宅事業者が加入する保険には、一定の場合に住宅所有者が保険金を請求できる取扱いがあります。

(1) 直接請求ができる場合

次のいずれかの場合は保証の範囲内で住宅所有者が保険金を請求できます。

- 保証事故の発生時に**住宅事業者が倒産している場合**
- 保証事故の発生後、**相当の期間を経過しても住宅事業者が修補等を行わない場合**
(修補等を断られたことをもって、直ちに直接請求ができるわけではないのでご注意ください。)

この場合の「支払限度額」、「保険期間」、「免責事由」は、2の「保証限度額」、「保証期間」、「免責事由」と同内容です。

(2) 保険金の支払対象となる損害の範囲と1事故あたりの限度額

直接修補費用	材料費や労務費等の、建物を原状回復させるために直接必要となる費用	1事故あたりの限度額なし
調査費用	修補範囲や方法を特定するための費用	直接修補費用の10% (最低10万円で上限50万円)
仮住まい・転居費用	補修期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、仮住まいに必要な費用	50万円

(3) 免責金額（請求者負担額）

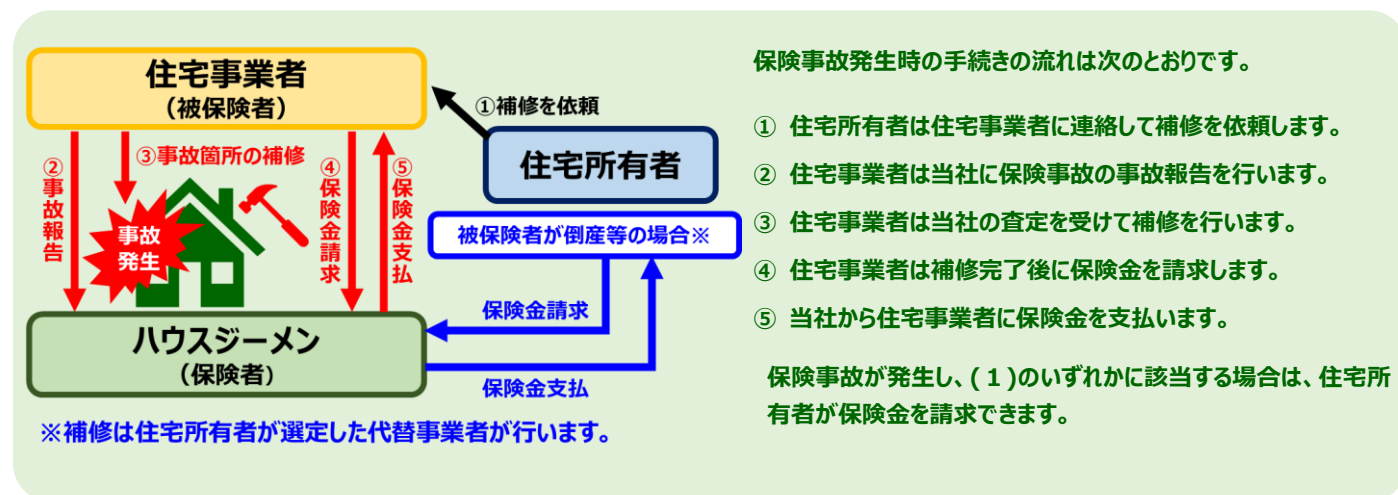
10万円で、請求者である住宅所有者が負担します。

(4) 故意・重過失損害の取扱い

故意や重過失を原因とする保険事故は免責事由に該当しますが、直接請求では保険金が支払われます。ただし、住宅所有者に故意や重過失があった場合等の例外があります。

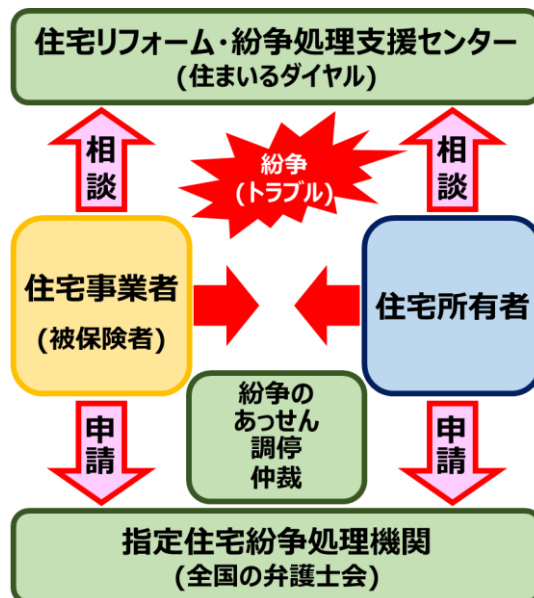
(5) 当社の査定を受け入れられない場合の取扱い

直接請求を行った住宅所有者が当社の査定を受け入れられない場合は、住宅紛争審査会に当社を相手方とする訴えを起こすことができます。



4. 紛争処理等に関する事項

住宅事業者と住宅所有者の間で延長保証に関するトラブルが発生した場合は、次のサービスを利用できます。



(1) 電話相談

住まいるダイヤルを利用して、一級建築士の資格を持った相談員に相談できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用することができます。

通常窓口（ナビダイヤル）

0570-016-100

受付時間 平日 10:00-17:00

(2) 専門家相談

弁護士と一級建築士に対面で相談できる事前予約制のサービスを利用できます。（相談時間は1時間で原則無料）

(3) 裁判外の紛争解決手続き

住宅紛争審査会(指定住宅紛争処理機関)による裁判外の紛争解決手続き（ADR）を利用できます。紛争解決手続きは「あっせん」、「調停」、「仲裁」から選択でき、申請手数料は1万円(消費税非課税)です。

5. その他の取扱い

(1) 個人情報の取扱い

当社の営む業務の実施やサービス（関連会社等が取り扱う商品およびサービスを含む）の案内等を目的に利用します。

当社は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ・当社グループ会社との間で共同利用を行う場合
- ・利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託先や再保険引受先等に提供する場合 など

詳細については、当社ホームページ（<https://www.house-gmen.com>）をご参照ください。

プライバシーポリシーは、右の二次元バーコードから確認いただけます。



(2) 保険事故発生時の写真の利用

当社は、保険金請求手続きで取得した事故発生部位等の写真を、事故の削減を目的とした資料の作成などのために利用する場合があります。この場合、当社は関係者や住宅が第三者から特定できない方法で写真を利用します。

(3) この保険に関する各種のお問合せ先

受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	受付時間 平日 9:00~17:00
お客様相談室（ご相談、苦情）	03-5408-6088	



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0004

東京都港区新橋 4-3-1 新虎安田ビル

©2024 株式会社ハウスジーメン